

社会福祉事業団による高齢者通所介護施設の整備プロセスと利用特性

- 山口県萩市を対象として -

CONSTRUCTION PROCESS AND USE CHARACTERISTICS OF DAY CARE FACILITIES FOR THE ELDERLY BY SOCIAL WELFARE CORPORATION "SYAKAIFUKUSHI JIGYODAN"

- Case study on Hagi city in Yamaguchi prefecture -

三島幸子*, 中園真人**, 石橋風砂***, 山本幸子****, 孔相権*****

Sachiko MISHIMA, Mahito NAKAZONO, Nagisa ISHIBASHI,

Sachiko YAMAMOTO and Syohken KOH

This paper aims to verify the establishment effects of day care facilities for the elderly by social welfare organization "Syakaifukushi Jigyoudan" in Hagi city, where 1 old city merged with 6 old towns and villages during the mass mergers of the Heisei period. It's based on the construction process and use characteristics of day care facilities. The social welfare organization has the advantage that it is easy to reflect the policy of the local government. Therefore, it is thought that it is possible to establish the facilities equally in whole local government. In particular, it is thought that cooperating with these corporations is easy in rural areas, because the number of entries of private sector corporations is small and the number of entries of social welfare corporations is large.

Keywords: Day Care Facilities, Social Welfare Corporation, Facilities Location, Use Sphere

高齢者通所介護施設, 社会福祉事業団, 施設立地, 利用圏

1. 序論

日本の2015年の高齢化率は26.7%に達し、高齢化社会から超高齢社会へと移行している。地方では生産年齢層を中心に人口が減少しており、支え手が減る中で増大する高齢者の医療・福祉需要にいかに対応すべきかが喫緊の課題となっている。政府は2000年に介護保険制度を導入し、高まる高齢者福祉需要に応えるため、医療・福祉サービスの提供を医療法人や社会福祉法人だけでなくNPO法人や営利法人等に拡大し、多様な運営主体の参画により施設の量的拡充を目指している。しかし、需要が集中する都市部では営利法人等の民間法人が介護保険事業に参入し高齢者福祉施設の量的拡充が進む一方、需要が拡散し利用圏が広域な中山間地域では民間法人の参入は少なく、今後も施設整備が進まない場合も予測される。

さらに、平成の市町村合併により広域合併が行われた自治体では自治体全域で均等な高齢者福祉サービス提供が求められるが、介護保険制度導入後、施設整備の主体は行政から民間法人に移行したため、(1)民間法人の参入地域の偏り、(2)運営主体間の連携不足、(3)統括組織の不在等が要因となり、現状では地域差が存在する。民間法人の参入が少ない地域においては、従来より自治体が施設を整備し、運営を新たに設立した社会福祉法人^{注1)}又は社会福祉協議会に委託する方式が一般的である。しかし、大半の社会福祉法人は1施設の単独運営で、法人間の連携やサービスネットワーク構築に課題を有す場合も多い。社会福祉協議会も積極的に施設整備を進める法

人もあるが、一般的には地域福祉全般の推進と向上が主目的のため、運営施設が増加すると高齢者福祉部門の比重が高くなる懸念もある。そのため、自治体全域での高齢者福祉サービス水準の向上を目指すには、施設整備と運営を統括する新たな組織の構築が今日的課題として位置付けられる。

関連既往研究には、施設整備に関して建築・都市計画分野を中心に自治体の高齢者施設の整備計画の実態を明らかにした研究^{1,2)}や施設の整備実態の把握を行った研究³⁾、通所介護及び訪問介護サービスへのアクセシビリティを検証した研究⁴⁾、一定地域を対象とした施設立地の偏りや格差を指摘した研究成果^{5,6)}、介護ニーズの地域性⁷⁾等がある。また地域福祉施設計画の観点からは、地域資産との連携に着目しサービス供給体制を検討した研究⁸⁾、中山間地域における高齢者福祉の役割や保健・医療との連携を分析した研究^{9,10)}や高齢者支援ネットワークからみた高齢者福祉に関する研究¹¹⁾等の蓄積はあるが、農山漁村地域を含む広域自治体を対象に、高齢者福祉施設の整備・運営手法を検討した研究蓄積は少ない。

筆者らは、こうした農村地域を包含する広域自治体の場合には、高齢者福祉サービス部門を一元的に管理運営する組織を構築し、社会福祉法人や社会福祉協議会との連携を図りながら、広域的な観点から独自の施設整備と運営を行う方式が有効と考える。その点で社会福祉事業団(以下事業団と略称)は自治体設置施設の担い手として機能し、自治体の方針を反映しやすい利点を有すことから、事業団

* 山口大学大学院理工学研究科 博士後期課程・修士(工学)

** 山口大学大学院創成科学研究科 教授・工博

*** 山口大学大学院理工学研究科 博士前期課程

**** 筑波大学システム情報系 助教・博士(工学)

***** 山口大学大学院創成科学研究科 講師・博士(工学)

Doctor Course, Graduate School of Science and Eng., Yamaguchi Univ.

Prof., Graduate School of Sciences and Tec. for Innovation, Yamaguchi Univ., Dr.Eng.

Master's Course, Graduate School of Science and Eng., Yamaguchi Univ., M.Eng.

Assist. Prof., Faculty of Eng., Info. and Systems, Univ. of Tsukuba, Dr.Eng.

Lect., Graduate School of Sciences and Tec. for Innovation, Yamaguchi Univ., Dr.Eng.

表1 調査概要

調査目的	調査内容	調査対象	調査項目	調査方法	調査期間	回収結果
1次調査: 事業団の事業 内容の把握	事業団の基本情報に関するアンケート調査	全国にある全ての事業団 117ヶ所	法人設立経緯、設立時の運営施設、開設年	郵送アンケート (A4表1枚)	2014年10月 2015年10月	68法人 (58%)
	事業団の事業内容に関する資料収集	全国にある全ての事業団 117ヶ所	2014年時点の事業内容	郵送・HPによる現況報告書の収集	2014年10月 2015年10月	84法人 (72%)
	事業団の基本情報及び事業内容に関するヒアリング調査	山口県内もある全ての事業団 6ヶ所	法人設立経緯及び法人の変遷と事業内容	代表者への聞き取り調査	2014年5,10月	-
2次調査: 旧萩市内の施設概要の把握	施設概要に関するアンケート調査	旧萩市内にある全ての通所介護施設22ヶ所	開設経緯と開設年、定員、建築様式、開設日	郵送アンケート (A4表裏1枚)	2014年5月 ～6月	19施設 (86%)
3次調査: 事業団及び 社会福祉法人 運営施設の 実態把握	施設利用者の基本属性及び利用形態に関するアンケート調査	調査協力が得られた施設7ヶ所	性別、年齢、介護度、車いす利用の有無、週当たり利用回数、入浴の有無、居住地域名	エクセルデータでの受け渡しによる調査	2014年9月 2015年8,10月	-
	送迎時間及び送迎ルート調査	調査協力が得られた施設7ヶ所	送迎所要時間、送迎ルート	GPSロガーによる調査	2014年10月 2015年9,10月	-

方式の有用性を再評価すべき段階にあると考えられる。

そこで本論では、市単独で社会福祉事業団を設立し、平成の町村合併により再編された広域自治体全域で高齢者施設整備を進める山口県萩市を対象に、主に旧萩市内における高齢者通所介護施設の整備プロセスを整理した上で、施設の利用特性、運営形態の特徴及び施設整備効果を明らかにすることを目的とし、その知見をもとに事業団を主体とした施設整備手法の有効性について考察を加える^{注2)}。

尚、農山漁村を含めた現萩市の旧町村地域における施設整備プロセスと利用特性については稿を改めて報告する予定である。

2. 調査概要

旧萩市は1955年に旧大井村、旧三見村、旧見島村と合併している(図7参照)。それぞれ出張所や小中学校があるが民間店舗は少ない。人口減少と高齢者人口の増加が継続しており、少子高齢化が進む典型的な過疎地域指定を受けた地方都市として位置付けられる^{注3)}。

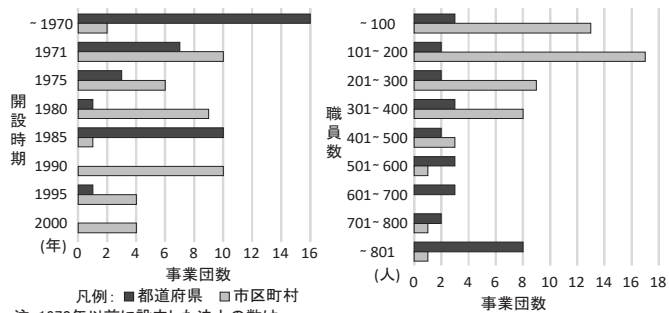
調査概要を表1に示す。第一に事業団の開設経緯及び事業内容に関する郵送全国アンケート調査及び現況報告書の収集を行い、加えて山口県内の事業団についてはヒアリング調査を行った。全国アンケート調査は山口県内事業団を除く全110事業団に対して行い、61事業団の回答(回収率55%)を得た。現況報告書はアンケート回答法人に加え、HP上に基本情報を公開している16法人を追加し、合計84事業団の情報を得た。第二に旧萩市内の通所介護施設を対象に開設経緯及び施設概要に関するアンケート調査を行い、さらに社会福祉法人及び事業団運営施設を対象に利用実態を把握するため、利用者情報アンケート調査と送迎実態調査を行った。また、分析資料としてWEBサイト:山口県保険情報総合ガイド/サービス事業所データベース/通所介護1990-2014年(山口県長寿社会課)、国勢調査結果小地域データ(1990-2010)、国立社会保障人口問題研究所の将来推計人口(2015)を利用した。

3. 事業団の創設経緯と組織及び事業内容

3.1 全国の事業団の創設経緯及び事業内容

事業団は社会福祉法人の一種で、1971(昭和46)年7月の通知(通称46通知)を基に都道府県や市区町村が設置した組織で、現在全国に117の事業団^{注4)}がある。46通知とは各都道府県知事に対し厚生省社会・児童家庭局長が通知したもので、設立及び運営の基本方針が以下の通り定められている。

「1. 地方公共団体が設置した社会福祉施設は、地方公共団体において自



注: 1970年以前に設立した法人の数は、1971年に事業団と命名した法人を示している。

図1 社会福祉事業団の開設時期 図2 社会福祉事業団の職員数

ら経営するほか、施設経営の効率化が図られる場合には、社会福祉法人組織により設立、資産、役員、施設整備、委託料等に関する基準を設けて公的責任の明確を期するとともに経営の合理化に資することとする。2. 地方公共団体が設置した施設の委託先は社会福祉事業団を原則とするが、これによりがたい場合には社会福祉事業団以外の社会福祉法人に委託することができるものとし、この場合における所要に基準を設けるものとする。3. 地方公共団体が広域行政の見地から社会福祉施設を設置しようとする場合は、従来の一部事務組合によるほか、関係地方公共団体が共同して社会福祉法人を設立し、これに施設の設置経営を行わせることができるものとし、この場合における所要の基準を設けることとする。」

当時民間の社会福祉法人は少なく、自治体直営は人件費の問題等により困難であったため、専門組織を設立して運営を委託する自治体が少なくなかった。そこで、自治体設置施設の担い手として公設民営組織の活用が提唱され、46通知により事業団として組織化された。当初事業団は自治体設置施設の受託経営の専門組織として位置付けられ、2以上の入所施設の運営が条件で、独自に整備可能な施設も制限されていたが^{注5)}、介護保険制度導入を期に2002年に46通知の取扱い通知が出され、自治体は事業団以外の社会福祉法人への運営委託が可能となり、事業団は社会福祉の担い手として必要な福祉に係る需要を満たす事業を積極的に行うことが盛り込まれ、運営受託だけでなく自主事業を行うことも可能となった^{注6)}。しかし、2003年の指定管理制度により自治体設置施設の運営委託は公募制となり、理事長は原則として都道府県知事又は市長と定められているが、最近では民間から選出される傾向にある^{注7)}。そのため、行政との関係が希薄化し、法人としての在り方が問われている現状にある。

事業団の全国アンケート調査結果を以下に示す。先ず事業団の設立時期を図1に示す。1970年以前に設立され名称変更を行った都道府県事業団が16と多く、主に他に運営を委託する法人がなかったことが設立理由として挙げられている^{注8)}。1971年には17事業団が設立され、46通知を契機に設立された事業団も多いことが分かる。また、県事業団の設立は1985年以前に集中しており、都道府県から先に設立が進められたものと考えられる。2000年以降に設立された事業団は4と少ないが、萩市事業団がこの中に含まれる。

次に各事業団の職員数を図2に示す。市区町村事業団は職員数が100~400人以下に集中しているのに対し、都道府県事業団は500人以上が半数以上を占め、都道府県事業団の方が職員数は多い。また、職員数が多い都道府県事業団の大半は46通知前に設立されている点も特徴である。職員数が700名を超える大規模な市区町村事業団はさいたま市と西宮市で都市圏近郊の事業団である。

アンケート調査を基に作成した全国の事業団設立時の事業内容を図3に示す。1980年以前は法人設立当初入所系施設の運営が大半を

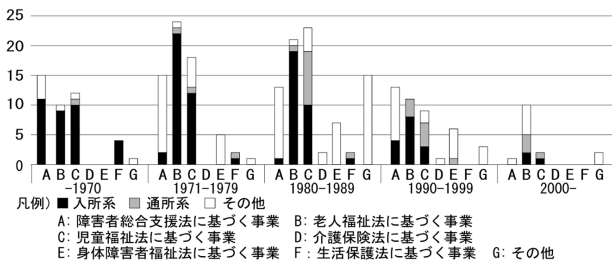


図3 全国の事業団設立時の事業内容

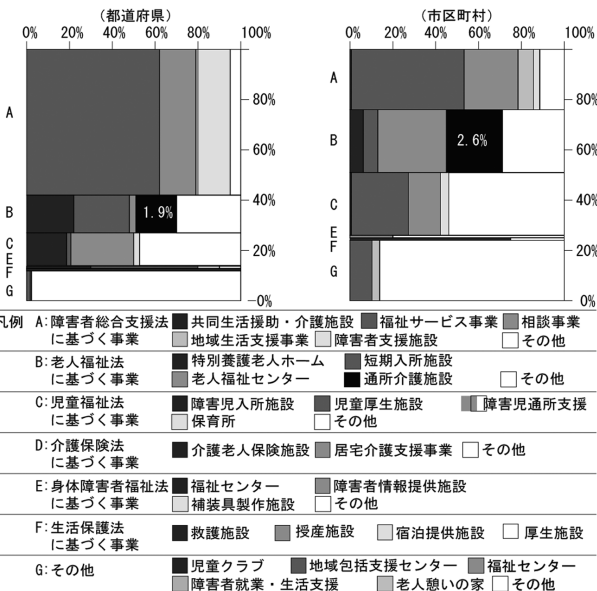


図4 全国の事業団の事業内訳 (2014年)

占めるが、1980年以降は児童福祉法や老人福祉法に基づく事業を中心に通所系が増加している。次に収集した現況報告書を基に作成した現在の全国の事業団の事業内訳を図4に示す。都道府県で障害者総合支援法に基づく事業が58%を占め最も多く、次いで老人福祉法に基づく事業が15%を占める。障害者福祉法では福祉サービス事業が62%と最も多く、全体の3割を占める。老人福祉法では特別養護老人ホームや短期入所施設が半数以上を占め入所系施設を中心に事業運営が行われている。市区町村では老人福祉法及び児童福祉法に基づく事業が25%と最も多い。老人福祉法では福祉センターが32%、通所介護施設も26%を占める。児童福祉法では児童厚生施設が27%を占め多く、その他では相談支援事業が多い。46通知では条件である2以上の入所施設運営の中に入所施設以外の障害者福祉に関する3施設^{注9)}も含まれることから、障害者福祉に力を入れていることが伺える。こうした経緯から現在も障害者福祉サービス事業が最も多いものと考えられる。一方で高齢者福祉もゴールドプランや介護保険制度の導入により、通所介護施設は都道府県で1.9%、市区町村で2.6%に増加している。

3.2 山口県内の事業団の創設経緯及び事業内容

山口県では6自治体が事業団を設立している。県内事業団の事業内容を表2に示す。山口県事業団は46通知を契機に県内で初めて設立された事業団で、児童福祉法に基づく事業のために設立され、障害者総合福祉法や老人福祉法も含めて入所系施設を中心に複合的運営を行う法人である。下関市事業団は山口県事業団と同様障害者総

表2 山口県内の社会福祉事業団の事業内訳

法律名	事業名	山口県	下関市	周南市	防府市	山陽小野田市	萩市
生活保護法	救護施設		1(60)				1(50)
児童福祉法	児童厚生施設・発達支援センター	1	1			1(10)	
	障害児支援施設	7(170)	4(60)		5(20)		
身体障害者福祉法	身体障害者福祉センター				1(30)		
障害者総合支援法	障害者支援施設	4(210)			2(40)	2(40)	
	障害者福祉サービス事業	9			6(104)	3(60)	2
老人福祉法	相談支援事業	2	2		4	1	
	特別・養護老人ホーム	3(300)	1(130)	1(110)			2(100)
	軽費老人ホーム			1(50)			1(50)
	老人福祉センター	1					1
	老人デイサービスセンター	6(80)	1(18)	3(75)			7(225)
	老人短期入所施設	6(100)		1(10)			1(20)
	老人(在宅)介護支援センター						7
	認知症対応型老人共同生活援助事業(グループホーム)	1(18)					1(18)
	その他	3			1		3
	その他	12	4	2	3	2	2
合計	55(878)	14(268)	8(245)	21(194)	9(110)	28(463)	

注) 表内の数値は事業数を、()内は定員を示す。

表3 萩市社会福祉事業団の開設経緯と施設整備過程

年月	開設経緯
1991.4	所有者が萩市に元料亭を提供する。その後、高齢者施設として活用することが決まり1990年に改修され、運営を社会福祉協議会に委託する形で翌年通所介護施設Rが開設。
1996.4	島民から福祉施設の要望が高まり、市が整備し社会福祉協議会に運営を委託する形で生活支援ハウスと通所介護施設の複合施設Mが開設。職員は萩市が委託していた保育園の職員を一部移動することで対応する。
2000.4	市民病院に併設して、特別養護老人ホーム、老人保健施設、在宅部門を併設する施設を検討していたが、当初特別養護老人ホームは県事業団が運営する特別養護老人ホームが整備されていたため許可が下りなかった。しかし、何度も県に交渉した結果許可が下り、市が整備し社会福祉協議会に運営を委託する形で施設Kが設立。
2004.2	社会福祉法人 萩市社会福祉事業団設立。
2004.4	2000.4から社会福祉協議会に委託運営していた施設R・K・Mを引き続き萩市社会福祉事業団として事業を開始。施設Kに介護予防センターを併設し、介護予防事業を開始。

合福祉法、老人福祉法、児童福祉法に基づく施設を運営する法人である。防府・山陽小野田市事業団は障害者総合福祉法に特化した法人で、周南・萩市は老人福祉法に特化した法人である。通所介護施設を運営する事業団は山口県と周南・下関・萩市で、中でも萩市事業団は運営施設数が7施設と最も多く^{注10)}、かつ施設定員も200名を超えており、全国的にも通所介護施設を積極的に整備している事業団として位置付けられる^{注11)}。

3.3 萩市社会福祉事業団の創設経緯

旧萩市中心市街地には通所介護施設が未整備で、介護保険制度導入を契機に旧萩市は施設整備を検討した。しかし、市内には高齢者福祉事業を目的とした社会福祉法人が存在せず、市内で特別養護老人ホーム(以下：特養)を運営していた山口県事業団に通所介護施設設置の要望を出す、検討調整に時間を要し進まなかった。旧萩市は介護保険導入以前から施設R、M等の通所介護施設を整備しており(表3)、施設運営は社会福祉協議会に委託していた経緯から、施設整備は市が行い運営を社会福祉協議会に委託する方式で施設整備を進めていた。その後、市の高齢者福祉の拠点となる複合型施設Kjが2000年に整備される等一定の成果を見るが、高齢者福祉施設整備はその後進まなかった。

社会福祉協議会の主業務は、高齢者福祉も含むが、子育て・障害者福祉・まちづくり・地域コミュニティ活動等の「地域福祉全般の推進と向上」で、高齢者福祉施設運営が主目的ではなく、高齢者福祉施設の運営を社会福祉協議会に委託した場合、高齢者福祉部門の比重

表4 旧萩市内の高齢者人口・要介護認定者数の推移

	第1期		第2期		第3期	
	2000	2005	2010	2015	2010	2015
高齢者人口(人)	11494	11405	11749	15142		
要介護認定者数(人)	1992	2268	2678	3552		
要介護認定率(%)	0.17	0.20	0.23	0.23		
高齢者人口増減率(%)		-0.01	0.03	0.29		
要介護認定者数増減率(%)		0.14	0.18	0.33		

表5 旧萩市内の運営主体別通所介護施設の開設数

	1990	1995	2000	2005	2010	2015	合計
社会福祉事業団		1	1	1	2		5
社会福祉法人			1	1			2
農業協同組合				2		1	3
医療法人					2	2	4
営利法人						4	4
合計	0	1	2	4	4	7	18

注) 社会福祉事業団については従前の開設年を示している。

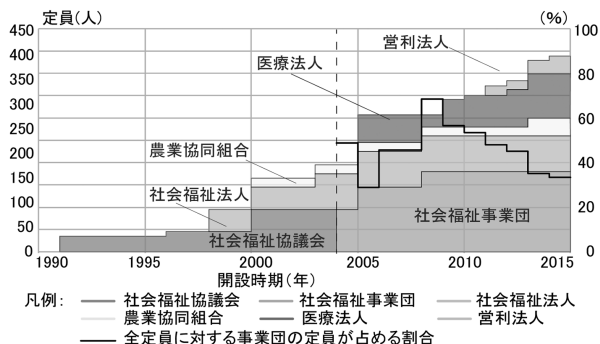


図5 旧萩市内の法人別通所介護施設定員数の推移

が他部門に比べ高くなる懸念があったため、2004年に萩市事業団^{注12)}が設立され、社会福祉協議会が運営していた既存施設は事業団に引継がれている。

4. 旧萩市における通所介護施設の整備プロセス

整備プロセスは事業団設立(2004年)を境に1期と2期、2期までほとんどなかった民間法人の参入が増加した2010年以降を第3期に区分する。尚、事業団のみ現萩市内全施設取り上げる。

4.1 高齢者人口及び施設・定員数の推移

高齢者人口と要介護認定者数^{注13)}の推移を表4に示す。高齢者人口は2000年代前半大きな変化はないが、2010年以降急激に増加している。また、要介護認定者数は緩やかに増加しているが、2010年以降増加率は高くなっている。時期区別別にみても第3期は5年間で高齢者人口は29%、要介護認定者数は32%と増加率が最も高い。

次に運営主体別通所介護施設数の変化を表4、法人別通所介護施設定員数の推移を図5に示す。2000年以前は社会福祉協議会と社会福祉法人が運営する3施設のみで、定員は53名であった。2000年代前半は社会福祉法人や農協が参入しているが、施設定員に大きな変化はない。2004年に事業団が設立され、医療法人も参入したため、2010年時点では11施設、定員は307名に増加し、事業団運営施設は全体の6割を占める。2010年以降は営利法人を中心とした民間法人により7施設整備され、2015年には定員が439名に増加しており、要介護認定者数の増加が要因と考えられる。この内事業団の定員は180名と4割を占めている。

4.2 第1期(事業団設立前)

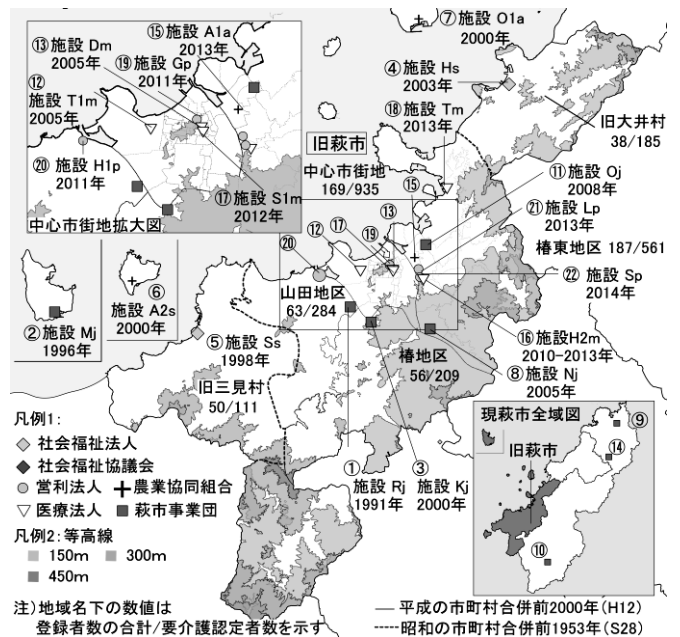


図6 通所介護施設位置図

旧萩市の通所介護施設位置図を図6、施設概要を表6に示す。介護保険制度導入以前は、各町村に1ヶ所特養併設型の通所介護施設の整備が進められたのに対し、旧萩市では特養を運営する社会福祉法人による通所介護施設整備は進まなかった。その中で、市所有施設(旧料亭)を通所介護施設へ活用することになり、改修は市が行い運営を社会福祉協議会へ委託し、1991年に初めて施設Rjが開設された。定員は35名で、病後児保育を併設した施設である。その後島嶼部で入所も可能な高齢者福祉施設建設の要望が住民からあり、市が施設を整備し運営を社会福祉協議会へ委託する方式で、生活支援ハウス併設型の通所介護施設Mjが開設された(定員10名)。1998年には住民の要望により、旧三見村の中心部に社会福祉法人が障害者施設併設型の通所介護施設Ssを開設している。当初定員は8名であったが、現在は50名まで増加している。

介護保険制度導入後、旧萩市は特養、老人保健施設、在宅部門の複合施設の設置を計画し、市が整備し運営を社会福祉協議会に委託する形で萩市民病院敷地内に施設Kjが開設された(定員50名)。複合施設や中心市街地に立地する4施設の昼食を調理する厨房を併設する等、萩市の基幹施設として機能している。2003年には山口県事業団が旧大井村中心部に、特養敷地に隣接した旧保養施設を活用し通所介護施設Hsを開設している(定員30名)。また、島嶼部では住民の要望を受け、農業協同組合(以下:農協)が2000年に公民館の1室とコミュニティセンターの1階を借用し通所介護施設を開設し、3島全てに施設が整備された。しかし中心市街地では民間法人の参入もなく施設整備は進まなかった。

4.3 第2期(事業団設立後)

中心市街地で整備が進んだのは事業団が設立された2004年以降である。グループホームの設置が求められる中、県のシルバーハウジング構想を契機に、2005年に県と市の連携事業としてグループホームと通所介護の複合施設Njが開設され(定員35名)、運営は事業団に委託されている。2008年には市営住宅団地の建て替えに伴いシルバーハウジングの建設が計画されたため、市営住宅と福祉施設の

表6 通所介護施設の概要

時期	施設番号	運営主体	施設名	併設施設	通所介護施設				
					開設年	構造	建築形態	定員	職員数
第1期	1	事業	施設Rj	2000 病後児保育(4) 2006 介護予防(10)	1991 (2004)	S2	料亭改修	35	14
	2	事業	施設Mj	1996 生活支援ハウス(10)	1996(2004)	S2	新設	10	6
	3	事業	施設Kj	2000 特別養護老人ホーム(50) 訪問介護・訪問看護 居宅介護支援 老人保健施設(80) 通所リハビリ(50)	2000 (2004)	RC3	新設	50	24
	4	社福	施設Hs	1979 特別養護老人ホーム 2003 認知対応型共同生活支援事業	2003	W1	旅館改修	30	10
	5	社福	施設Ss	1998 在宅介護支援事業 障害者支援施設	1998	RC1	新設	50	20
	6	農協	施設A2a		2000	RC1	文化センター	10	5
第2期	7	農協	施設O1a		2000	RC2	公民館	10	7
	8	事業	施設Nj	2005 グループホーム(18)	2005	RC2	新設	35	10
	9	事業	施設Uj		2005	W2	民家改修	10	10
	10	事業	施設Aj		2007-2013	W1	民家改修	10	9
	11	事業	施設Oj	2008 生活支援ハウス(11) 高齢者向け住宅(14)	2008	RC2	新設	50	16
	12	医療	施設T1m		2005	RC2	新設	35	20
第3期	13	医療	施設Dm	2005 居宅介護支援	2005	W1	民家改修	27	10
	14	事業	施設Yj	1998 生活支援ハウス(8) 訪問介護 居宅介護支援	1998 (2011)	RC2	新設	35	10
	15	農協	施設A1a	2006 訪問介護	2010-2013	RC2	支所	20	14
	16	医療	施設H2m		2010-2013	RC1	新設	10	-
	17	医療	施設S1m		2012	W2	民家改修	12	8
	18	医療	施設Tm	2013 有料老人ホーム	2013	RC2	保養所改修	25	6
	19	営利	施設Gp		2011	W2	民家改修	10	-
	20	営利	施設H1p	2011 居宅介護支援	2011	W2	民家改修	10	-
	21	営利	施設Lp	2013 有料老人ホーム	2013	RC1	新設	10	7
	22	営利	施設Sp		2014	RC1	居抜き	10	4

凡例) 運営主体 事業:事業団、社福:社会福祉法人、医療:医療法人、営利:営利法人
 施設名 j:事業団、s:社会福祉法人、a:農協 m:医療法人、p:営利法人、
 構造 S:鉄骨造、RC:鉄筋コンクリート造、W:木造
 注1) 開設年の0内の数値は事業団に運営を委託した年を示す。
 注2) 構造の数値は建物の階数を示す。

合築による高齢者向け住宅、生活支援ハウス、通所介護の複合施設Ojが開設された(定員50名)。2005年には医療法人が参入し、初めて民間法人による通所介護が2施設開設された。定員は夫々35、27名で、1施設は病院敷地内に新設、1施設は民家活用施設である。

萩市旧郡部では、通所介護施設職員が土曜日に自宅で2年間宅老所を開設していたが、市町村合併を機に事業団から施設開設の機会を与えられ、2005年に民家改修型通所介護施設Ujとして開設された(定員10名)。本施設は365日開設している点の特徴である。2011年には自治体が設置し直接運営していた生活支援ハウス、通所介護、訪問介護の複合施設Yjの施設運営を引継いでいる。施設Yjは経営が困難な状態で、萩市からの補助金を条件に事業団が運営を引継ぎ、現在も施設の運営が継続されている。なお、2007年には事業団により未整備地区に民家改修型の通所介護施設Ajが開設したが、地域の医療機関による通所介護施設開設要望を受け2013年事業を譲渡している。

4.4 第3期(民間法人の参入)

2010年以降は新たに営利法人が参入し、医療法人の参入も増加している。民間法人は事業採算性を重視し介護事業に参入するため、需要が集中する中心市街地に施設を開設する事例が大半を占める。医療法人により、2010年に病院敷地内に定員10名の施設、2013年に県事業団により旧保養所を活用した施設が開設された。また、2014年には農協が遊休資産活用と組合員の福祉向上を目的に参入している。2011年に営利法人が参入し、民家を活用した定員10名の通所介護2施設が開設され、その後も2013年に有料老人ホームと通所介護を併設した複合施設、2014年には医療法人設立の通所介護施設を居抜きした定員10名の通所介護施設が開設されている。

以上、事業団は県市と連携して施設整備を進めており、旧萩市の施設整備において重要な役割を果たしている。基幹施設と中心市街

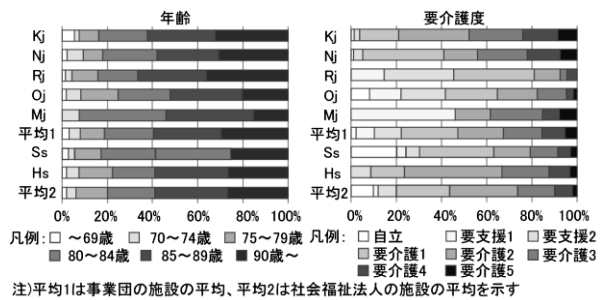


図7 施設の利用者の基本属性

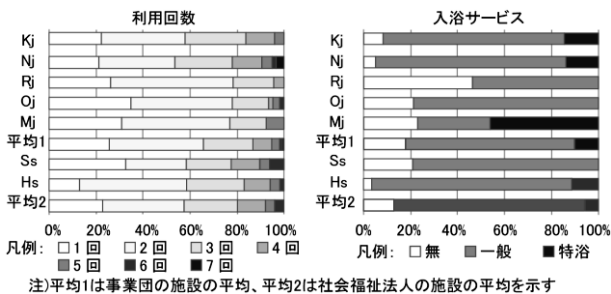


図8 施設の利用回数と入浴サービス

地に立地する事業団運営施設は車で15分圏内と近いため、昼食を基幹施設の施設Kjで調理する等の機能分担も行っている。また、住民の要望による島嶼部での施設整備や職員の要望による郡部での施設整備、郡部の自治体が直営する施設運営の引継ぎも行っており、旧萩市だけでなく萩市全域の施設整備に関与している点も注目される。

5. 事業団と社会福祉法人運営の旧萩市内通所介護施設の利用特性

5.1 施設利用者の基本属性と利用形態

旧萩市内の事業団及び社会福祉法人運営施設利用者の基本属性を図7に示す。年齢は施設Kj, Nj, Rj, Ss, Hsでは80歳代が半数以上、次いで90歳以上が約3割と多く、施設Ojでは他の施設と比べ70代の利用者が約30%を占める点、施設Mjでは80歳代の利用者が80%近くと多いのが特徴である。介護度は特別浴室が設置された施設Kj, Njでは要介護3以上の利用者が半数近くを占め、要介護5の利用者も夫々11名、7名来所する一方、施設RjとOjでは要介護3以上の利用者は1割以下と少なく、事業団運営施設で差が見られた。島嶼部に位置する特別浴室設置施設Mjでは要支援1の利用者が半数と多いが、要介護3以上の利用者も4割近くを占める。また、施設SsとHsでは介護度1、2の利用者が多い。

次に施設利用回数及び入浴サービスの種類を図8に示す。施設利用回数は全施設で週1~2回の割合が半数以上の施設が多い。入浴は大半の利用者がサービスを受けているが、要介護度が低い利用者が多い施設Rjでは入浴しない利用者が半数近く存在する。介護度が高い利用者が多い施設Kj, Njと施設Hsでは9割が入浴サービスを受け、1割が特別浴室を利用している。また、施設Mjでは特別浴室の利用者が半数近くを占める点の特徴である。

以上、特別浴室を完備した施設では介護度が高い利用者を受け入れる施設としての役割を果たしている。これに対し、特別浴室を完備した施設から車で10分圏内にある施設では介護度3以上の利用者が1-2割程度であることから、施設間の距離が近い場合利用者は施

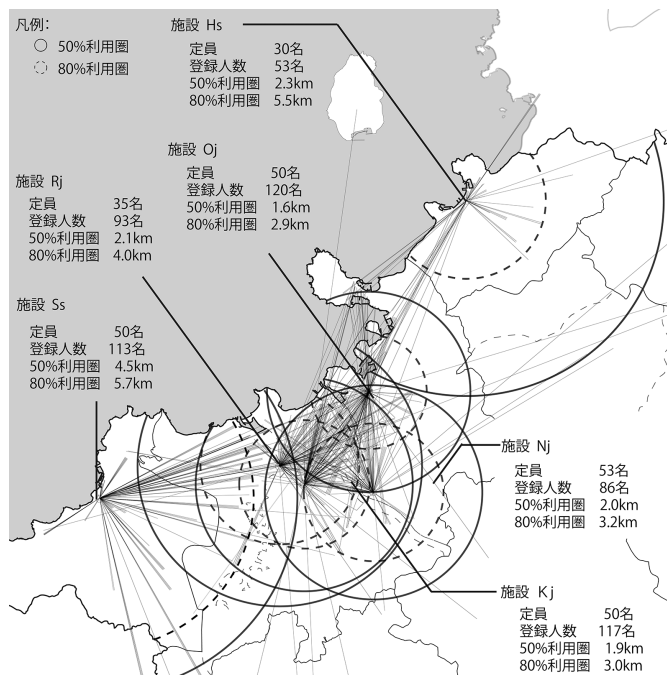


図9 施設と利用者居住地の直線距離と利用圏

設機能に応じ選択を行っているものと考えられる。また、島嶼部でも特別浴室の利用者が多い点が特徴である。

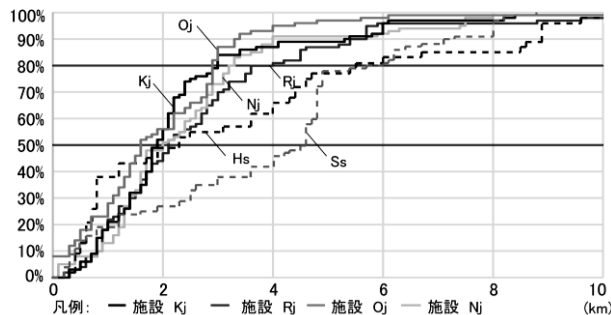
5.2 施設の利用圏

施設利用者の利用圏を図9に示す^{注14)}。但し施設Mjは島内のみの利用のため除外する。6施設の50%利用圏平均は2.4km、80%利用圏平均は4.1kmである。施設Kjでは施設に近い中心市街地からの利用者が多いため、50%利用圏は1.9kmと狭い。施設Njでは椿東・椿地区及び中心市街地の境界部に位置するため、3地区からの利用が多く50%利用圏は2.0kmと狭い。施設Rjも施設に近い中心市街地からの利用者が多く50%利用圏は2.1kmと狭いが、椿東地区からの利用者も多いため80%利用圏は4.0kmと広い。施設Ojでは立地する椿東地区からの利用者が73名(約6割)と多く、50%利用圏は1.6kmと最も狭い。

施設Ssは旧三見村の中心集落にあり、47名(約4割)が旧村内からの利用であるが、旧三見村は広域なため50%利用圏は4.5kmと広い。また、隣接する山田地区からの利用が多く、80%利用圏は5.7kmと最も広い。施設Hsは旧大井村の中心集落にあり、34名(約6割)が旧村内からの利用のため50%利用圏は2.3kmと狭い。但し施設から離れた中心市街地から利用もあり80%利用圏は5.5kmと広い。

次に施設と利用者居住地間距離の累積グラフを図10に示す。事業団運営施設Rj, Kj, Oj, Njは約9割が利用圏4km以内で類似しており、利用者の介護度による違いは見られない。施設Hsは大井地区からの利用が多く4割が利用圏1km以内であるが、施設から離れた中心市街地からも利用者が来所するため利用者9割の利用圏は9kmと広い。施設Ssは山田地区の利用者がいる4~5km圏内に集中している。

以上、事業団運営施設の利用圏は社会福祉法人と比較すると狭く^{注15)}、中心市街地周辺に施設が立地し、要介護認定者数が多い中心市街地居住の利用者が中心のためと考えられる。また、施設Rjは中心市街地で最初に整備されたため、事業団運営施設の中で最も利用圏が広いものと考えられる。社会福祉法人運営施設は旧三見村及び



注) 10km地点での利用者の分布の割合は、施設Kj 99%、施設Rj 98%、施設Oj 99%、施設Nj 99%、施設Ss 100%、施設Hs 98%である。

図10 施設と利用者居住地間距離累積

表7 利用者往復延人数・送迎時間と職員所要時間

施設名	調査日 人数/ 利用者 平均	車種・台数		送迎時間・職員数		日平均		
		迎え	送り	迎え所要 時間・職 員総数 分(人)	送り所要 時間・職 員総数 分(人)	利用者 往復延人数 ・送迎時間 人(分)	利用者 所要 時間 分	職員 所要 時間 分
施設Rj	25/22.3	W2 S1 M3	W2 S1 M3	265(7)	224(6)	50(489)	9.8	20.1
施設Kj	30/27.9	L5 W1 M1	L3 W1 M2	58(12)	365(14)	60(660)	11.0	18.3
施設Oj	29/23	L1 W1 S1 M3	L1 W1 S1 M3	225(11)	230(12)	52(455)	8.8	10.8
施設Nj	28/24.6	L2 S1 M3	L2 M3	415(17)	392(11)	56(807)	14.4	20.1
施設Ss	40/40	L5 W1 S4	L5 W1 S4	390(14)	400(12)	78(790)	10.1	10.1
施設Hs	21/18.7	L1 W1 S3	L2 W1 S1	179(10)	194(8)	40(373)	9.3	12.3

注1: 利用者所要時間(分) = Σ「迎え所要時間 + 送り所要時間 / 利用者往復延人数」
 注2: 職員所要時間(分) = Σ「迎え所要時間 × 職員数 + 送り所要時間 × 職員数 / 利用者往復延人数」
 職員人数: 各車に乗る職員人数
 利用者往復延人数: 利用者数往復合計人数
 注3: 車種 L: リフト車 W: ワゴン車 S: 普通車 M: 軽自動車

旧大井村各地域の需要を夫々1施設でカバーしているため、利用圏が広いものと考えられる。中心市街地居住の通所介護施設登録者の内92%が事業団運営施設、旧大井村居住の登録者の内90%が施設Hs、旧三見村居住の登録者の内94%が施設Ssを利用しており、それぞれ施設立地地域の需要をカバーしていることから、事業団と社会福祉法人施設の利用圏分担が実現しているといえる。

5.3 送迎方法と所要時間

利用者の送迎は施設職員の日常業務の中で重要な位置を占めるため、各施設の送迎方法と所要時間に関し施設経営の側面から検討する。利用者往復延人数・送迎時間と利用者所要時間・職員所要時間^{注16)}を表7に示す。事業団運営施設の利用圏は類似しているが、職員所要時間は10分前後と短い施設と20分前後と長い施設に分かれた^{注17)}。職員所要時間が短い施設Ojは利用圏が狭く、介護度が低い利用者が多く車の乗降に時間を要しないため、利用者所要時間は8.8分/人、職員所要時間は10.8分/人である。一方施設Kj, Njでは、介護度が高い利用者や車イス利用者が多く乗降の介助に時間を要し、2、3名の利用者を数回に分けて送迎しており、利用者所要時間は夫々11.0分/人と14.4分/人、職員所要時間は18.3分/人と20.1分/人を要している。また、施設Rjでは介護度が低い利用者が多く車の乗降に時間を要しないため、利用者所要時間は9.8分/人と短い、職員所要時間は20.1分/人と6施設の中で最も長い。送迎に大型リフト車やワゴン車が使われ、職員1名が夫々添乗しているため、他の施設と比較して添乗職員人数が多く、この送迎方式が利用者所要時間に対し職員所要時間が長い要因である。また、事業団では添乗職

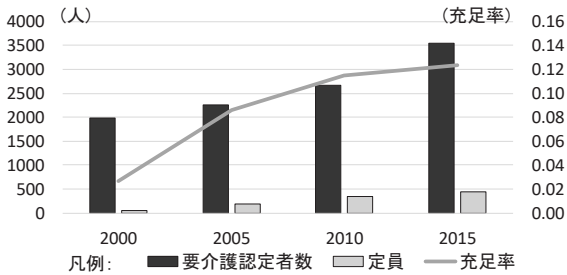


図 11 旧萩市内の要介護認定者数と充足率の推移

員が他の施設と比較し多い点も要因と考えられる。

施設 Hs の利用圏は比較的広いが、地域により送迎を分担しており、利用者及び職員所要時間は 10.1 分/人と短い。施設 Ss は定員が 50 名と多く、送迎車を 10 台使用し添乗職員がいない点も職員所要時間が短い要因と考えられる。施設 Hs も送迎車を地区で分担し送迎時間を短縮しているため、利用者所要時間は 9.3 分/人、職員所要時間は 12.3 分/人と短い。このように、地域により送迎を分担する等の工夫により送迎時間を短縮している。

6. 事業団による施設整備効果

事業団設立により、市中心部を始めとして旧郡部中山間地域や離島の施設未整備地域で施設が設置され、旧自治体設置施設の運営を引継ぐ等、広域的観点からの事業展開が行われている点は、事業団組織の特徴を活かした取組みとして評価される。

施設立地に関しては、第 1 期に設置された社会福祉法人運営の旧大井村の施設 Hs、旧三見村の施設 Ss では、主に各立地地域の需要をカバーし、施設未整備の中心市街地周辺に事業団が新設した 3 施設では、主に中心市街地の需要をカバーすることにより利用圏分担が行われ、結果的に送迎時間の短縮効果も認められる。更に、事業団では第 1 期に設置された基幹施設を拠点とし、近隣の中心市街地周辺に通所介護施設を複数展開し、昼食を基幹施設で一括して調理し各施設に配送する等、施設運営面での効率化も実現している。

こうした取組みの結果、旧萩市のサービス水準は大幅に向上した。要介護認定者数に対する施設定員の割合を充足率と定義し、2000 年から 2015 年の充足率を算定した。結果を図 11 に示すが、1990 年代前半から施設整備が始まったが、2000 年までは殆ど施設整備が進まず充足率は 0.03 であった。2000 年代前半は社会福祉法人及び事業団による施設整備、2000 年代後半は事業団による施設整備により、2010 年の充足率は 0.11 と大幅に上昇しており、事業団の果たした役割は大きい。一方 2010 年以降は営利法人が参入し整備が進んでいるが、要介護認定者数の増加率が高いため、2015 年時点の充足率は 0.12 と県内 14 市の中では平均的な水準である^{注 18)}。

また要介護認定者が通所介護施設を利用する割合(登録利用者数/要介護認定者数)をサービス利用率と定義すると、事業団のサービス利用率(事業団の登録利用者数/要介護認定者数)は 0.11 で、平均的に通所介護施設利用者数は要介護認定者数の約 3 割を占める点^{注 19)}を考慮すると、37%が利用していることになる。これに社会福祉法人の登録利用者数を加えるとサービス利用率は 0.15 となり、約半数の利用者が事業団又は社会福祉法人運営施設を利用しており、利用率からみても事業団による施設整備効果が認められる。

7. 結論

7.1 得られた知見

- 1) 事業団は 46 通知をもとに都道府県や市区町村が設立した組織で、1971 年の 35 法人から現在 117 法人に増加し、通知当初から障害者福祉に重点が置かれていたため、障害者福祉関連事業が今日も半数近くと最も多い。但しゴールドプランや介護保険制度導入により高齢者福祉事業も増加し、通所介護施設事業は都道府県で 1.9%、市区町村で 2.6%に及ぶ。特に、萩市事業団は通所介護を 7 施設(定員 200 名以上)運営し、全国的にも積極的に通所介護施設の整備運営を行う法人として位置付けられる。
- 2) 旧萩市では業務委託する民間法人がなく最初は社会福祉協議会に委託し施設整備を進めていたが、高齢者福祉部門の運営業務が他部門に比べ増大する懸念があり事業団を設立した。市との連携により、施設が未整備の中心市街地に 3 施設、島嶼部に 1 施設の整備が進んでいる。また、通所介護施設だけでなく特養やグループホーム等の施設展開も行っている。
- 3) 利用圏は事業団が中心市街地、社会福祉法人がそれぞれ旧三見村と旧大井村の需要をカバーすることにより利用圏を分担しており、その結果事業団運営施設の利用圏は狭い。一方、送迎時間は職員所要時間が 10 分と 20 分前後の施設に分かれ、要介護度の高い利用者を多く受入れる施設では、送迎車の乗降に時間を要し送迎時間が長く、添乗職員数が多い場合は職員所要時間が長くなる傾向にある。一方、社会福祉法人運営施設では、利用圏は広いが地域毎に送迎を分担し送迎時間を短縮する工夫が見られた。
- 4) 事業団設立により、施設の充足率は 2000 年から 2010 年にかけて 2 倍以上上昇し、さらに利用率を推計すると約 3~4 割の通所介護施設利用者が事業団の施設を利用している結果となり、事業団による施設整備の効果が認められる。

7.2 考察

平成の広域市町村合併を契機に設立された社会福祉事業団による、高齢者通所介護施設の整備プロセスと整備効果に関する分析結果より、施設整備及び管理運営手法としての事業団方式の特徴として以下の点を示唆される。第一に、事業団設立により広域的観点から未整備地域や施設不足地域で高齢者施設整備を進めることが可能で、自治体と連携し施設整備を促進させる可能性も指摘される。第二に、事業団は自治体が整備した施設運営を受託する事例が多い社会福祉法人や社会福祉協議会と連携を取りやすい利点があり、特に民間法人の参入が少ない自治体では、事業団を中心とした施設間の連携は可能と考えられ、法人間で連携し施設の利用圏分担を図ることも期待される。第三に、2015 年の制度改正により小規模な通所介護施設単体での施設運営は厳しくなるが、特養・グループホーム等を含む基幹施設を核とし、サテライト型施設を地域的に展開することにより、施設運営の安定性と継続性は担保可能と考えられる。

従って、平成の町村合併により広域に再編された自治体においては、旧市町村の既設福祉施設群の総合的な管理運営と新たな整備を担う組織形態の 1 候補として、事業団方式の導入は検討に値する手法と考える。ただし、近年では社会福祉事業団は民間の社会福祉法人として機能する事例が多く、施設整備の積極性の希薄化が懸念されており、自治体との連携に関しても自治体の財政状況や施設整備の方針が影響することも推測されるため、今後は調査事例を増やし、

社会福祉法人や社会福祉協議会との連携方法の詳細を含め、事業団方式の有効性の検証に取り組むことが課題である。

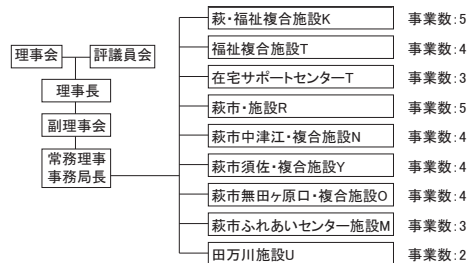
謝辞

本研究を進めるにあたり、水津康雅氏(社会福祉法人萩市社会福祉事業団事務局長)を始め山口県内の各事業団職員、萩市内の各施設職員の多大なご協力を頂いた。末尾ながら記して謝意を表します。尚、本研究は日本学術振興会科学研究費(25289210)助成、平成26年度日本建築学会中国支部奨励研究助成及び平成26年度竹中育英会建築研究助成を受けたものである。

注

- 注1) 本論での社会福祉法人は社会福祉協議会のような行政主導ではなく民間主導で設立された法人を示す。
- 注2) 萩市社会福祉事業団の名称記載に関しては法人から了承を得ている。
- 注3) 萩市の人口は1980年以降一貫して減少し続けており、1980年の74,800人が2010年には53,700人に減少し、30年間で約30%減少している。旧萩市も同様の傾向である。人口が減少する一方で高齢化率は増加を続けており、1980年に15%であった高齢化率が2010年には約35%まで増加し、30年間で急速に高齢化が進行している。さらに2030年には高齢化率が46%を上回ると予測されている。
- 注4) 全国事業団に所属する事業団数を示す。ただし、萩市事業団は属していないため、萩市を加え117事業団としている。
- 注5) 通知当初から独自で整備できた施設は老人福祉センター、老人休養ホーム、母子休養ホーム等のみである。
- 注6) 2002年に社会福祉事業団の設立及び運営基準について通知された。「3.事業団等の在り方について(中略)また、今後事業団等は、社会福祉の担い手としての重要な役割を果たすことが期待されるものであるから、福祉サービスの質の向上に資するものとして、一般の社会福祉法人によって先進的な事業や研究等の地域の実情に応じて対応が必要な福祉に係る需要を満たすための事業を行うなど、積極的な取り組みを行われたいこと。」
- 注7) 山口県内の事業団の担当者ヒアリング調査より、萩・防府・山陽小野田市の理事長は市長であるが、全国的には大半の理事長は民間から選出されている。
- 注8) アンケート調査では46通知と答えた事業団は18、運営を委託する法人がなく委託組織が必要と回答した法人は38、委託法人はあったが設立したと答えた事業団は3、その他が10であった。
- 注9) 入所施設以外の3施設は精神薄弱児(者)関係通所施設、精神薄弱者通所施設、肢体不自由児通園施設である。
- 注10) 山口県事業団も6施設と多いが、その内4施設の設立年は2012年以降と比較的新しい施設である。
- 注11) 全国の実業団と比較すると、通所介護施設定員合計は大阪府事業団に次いで2番目である。
- 注12) 萩市事業団の組織図を付図に示す。全職員数は397名と中規模である。部署はなく事務局長から各施設に直結しているため、事務局長が全体を把握しやすい利点がある。本部の事務職員も各施設に分担が分かれている。
- 注13) 要介護認定者数は国民保険中央会が公開している要介護認定者の年齢階級別・要介護度別状況を用いている。年齢別人口に対する年齢別要介護認定者数の割合を算出し、現在の要介護区分になった2009年から2014年の割合の平均値をパラメータ値として算出した。パラメータ値に2000年から2015年の年齢別人口を乗算して合計し、要介護認定者数を算定した。2015年に関しては人口問題研究所の人口を用いている。
- 注14) 利用圏は既往研究で最も一般的な手法を用い、小字単位で利用者の居住地と施設の直線距離を算出した。但しこの方法では送迎時の経路や混雑度等の道路環境は考慮されないため、GPSによる送迎実態調査を行い、送迎経路と利用者・職員の所要時間を算定した(表6)。尚、利用圏は50%と80%を分析尺度とするが、50%は半数の利用者の居住地距離を示し、80%は図10の累積図で大半の施設のグラフが横ばいに転じる境界である。
- 注15) 萩市旧町村に立地する社会福祉法人運営施設では約9割の利用者が利

- 用圏7-8km以内である。詳細については文12)を参照されたい。
- 注16) 利用者所要時間は利用者の乗車時間の平均を示す。職員所要時間は職員1名が利用者1名を送迎するのに要す時間の平均を示す。
- 注17) 萩市旧町村及び阿武町に立地する利用圏が狭い小規模施設の職員所要時間の平均は11.7分、その他の施設の平均は15.2分である。そのため、10分前後の場合は短い、20分前後の場合は長いと判断した。詳細は文12、13)を参照されたい。
- 注18) 平成の大合併前の市部の充足率の平均は2015年時点が0.13である。
- 注19) 平成27年4月に厚生労働省が発表した通所介護施設利用者と国民保険中央会が公開している要介護認定者数の比率を出すと0.33であった。



付図 萩市社会福祉事業団の組織図

参考文献

- 1) 奥山純子他5名: 地方自治体による高齢者福祉施設の配置計画, 日本建築学会技術報告集, 第22号, pp. 445-450, 2005. 12
- 2) 奥山純子他5名: 介護サービス基盤の圏域設置計画とその整備手法, 日本建築学会技術報告集, 第24号, pp. 381-386, 2006. 12
- 3) 小川裕子: デイサービスセンターの地域整備に関する研究 静岡県の事例から, 日本建築学会計画系論文集, No. 478, pp. 89-98, 1995. 12
- 4) 増山篤: 青森県弘前市における介護サービスへのアクセシビリティ計測の試み, 都市計画論文集, Vol. 50, pp. 210-226, 2015. 10
- 5) 宮澤仁: 関東地方における介護保険サービスの地域的偏在と事業者参入の関係, 地理学評論, 76A, pp. 59-80, 2003. 2
- 6) 島山輝雄: 通所型サービスの供給量増加に伴うサービスの充足度の変化に関する考察, 日本大学地理学会地理誌叢, Vol. 46, No. 1, pp. 1-12, 2005. 3
- 7) 山田あすか, 佐藤栄治: 小規模高齢者介護施設の運営様態と介護ニーズの地域差に関する研究, 日本建築学会計画系論文集, No. 633, pp. 2355-2363, 2008. 11
- 8) 北澤大祐他2名: 地域資産との連携からみた高齢者介護施設の運営特性に関する研究, 日本建築学会計画系論文集, No. 602, pp. 81-88, 2006. 4
- 9) 西野達也: ある中山間地域の高齢者通所介護施設群の利用者の全容とその変化からみた同施設の役割と体系に関する研究, 日本建築学会計画系論文集, No. 659, pp. 19-26, 2011. 1
- 10) 菅野寛也他3名: 小規模自治体における高齢者保健・医療・福祉施設の地域的整備類型に関する研究, 日本建築学会計画系論文集, No. 584, pp. 7-12, 2004. 10
- 11) 中川和樹, 山崎寿一: 農村地域の高齢者支援ネットワークと居住継続に関する考察, 日本建築学会計画系論文集, No. 652, pp. 1449-1454, 2010. 6
- 12) 中園真人・三島幸子・山本幸子: 広域基幹施設と民家を活用した小規模デイサービス施設の整備プロセスと利用特性, 日本建築学会計画系論文集, 第77巻 第675号, pp. 1169-1177, 2012. 5
- 13) 石橋風砂他5名: 萩北部地域におけるデイサービス施設の利用圏の構成と送迎方式, 日本建築学会中国支部研究報告集, 第39巻, pp. 601-604, 2016. 3
- 14) 後藤康文・野田秀孝: 基礎自治体による地域福祉政策に関する考察, 人間発達科学部紀要, 第10巻第1号, pp. 65-78, 2015

CONSTRUCTION PROCESS AND USE CHARACTERISTICS OF DAY CARE FACILITIES FOR THE ELDERLY BY SOCIAL WELFARE CORPORATION “SYAKAIFUKUSHI JIGYODAN”

– Case study on Hagi city in Yamaguchi prefecture –

Sachiko MISHIMA *, *Mahito NAKAZONO* **, *Nagisa ISHIBASHI* ***,
Sachiko YAMAMOTO **** and *Syohken KOH* *****

* Doctor Course, Graduate School of Science and Eng., Yamaguchi Univ.

** Prof., Graduate School of Sciences and Tec. for Innovation, Yamaguchi Univ., Dr.Eng.

*** Master's Course, Graduate School of Science and Eng., Yamaguchi Univ., M.Eng.

**** Assist. Prof., Faculty of Eng., Info. and Systems, Univ. of Tsukuba, Dr.Eng.

***** Lect., Graduate School of Sciences and Tec. for Innovation, Yamaguchi Univ., Dr.Eng.

This paper aims to verify the establishment effects of day care facilities for the elderly by social welfare organization “Syakaifukushi Jigyoudan” in Hagi city, where 1 old city merged with 6 old towns and villages during the mass mergers of the Heisei period. It is based on the construction process and use characteristics of day care facilities. The results are as follows.

1) The social welfare organization “syakaifukushi jigyoudan” is a corporation that prefectural and municipal government officials established by 46 notification. And the social welfare organization is positioned as a professional organization that manages the facilities established by local government. The social welfare organization can carry out the business of social welfare freely by 2002 revision. 117 social welfare organizations are established now, and the many reason of establishment is that there is no corporation to entrust facility management. The number of disabled person welfare works is the most, because it is put as an important point from the beginning.

2) The social welfare organization “syakaifukushi jigyoudan” was established in Hagi city, because there was no private sector corporation in this area and a social welfare council isn't for only the aged person welfare work. The day care facilities are established in whole area by cooperating with local government.

3) The users can select the day care facility by keeping the characteristics in the facilities.

4) The use sphere of the social welfare organization “Syakaifukushi Jigyoudan” is small, because the social welfare organization covers the demand of city centers and the social welfare corporations cover the demand of old Sanmi and Oi villages.

5) The fulfillment rate of facility demand increases over 3 times from 2000 to 2010 by establishment of the social welfare organization “Syakaifukushi Jigyoudan”, and the effect was confirmed. In addition, facility development is progressing by corporations for profit and medical corporation. It is thought that potential demand gave the opportunity of the entries of corporations for profit and medical corporation, because the fulfillment rate of facility demand was low before these corporations entered.

Therefore, it is thought that it is possible to progress facility development equally in whole area by the social welfare organization “Syakaifukushi Jigyoudan”. The social welfare organization has the advantage that it is easy to reflect the policy of the local government, so the social welfare organization can progress facility development with a social welfare corporation and a social welfare council. In particular, it is thought that cooperating with these corporations is easy in rural areas, because the number of entries of private sector corporations is small and the number of entries of social welfare corporations is large. About this point, I will verify and report in the next paper. In addition, managing a day care facility is difficult by nursing-care insurance revision in 2015. However, it is possible to continue stable management facility by developing multiple facilities centered on a nucleus facility. Moreover, it is possible to continue managing the facility that facility management is difficult by handing on to the social welfare organization. So, it is thought that the supply of day care facility can be stable.

(2016年5月10日原稿受理, 2016年10月19日採用決定)

